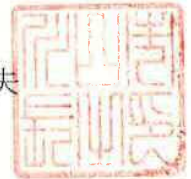


川水料発第113号
令和3年2月26日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和2年12月24日執行の上下水道局（水道事業会計）定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

1 収益的支出の委託契約について（上下水道局料金課）

川口市水道事業検針・収納等業務委託において、仕様書に基づく検査が不十分であるものが見受けられたので、事務の執行を適切に実施されたい。

講じた措置の内容

近年、決済方法として小切手等を使用する機会が減少し、送付される金券類は全て現金となっていたことにより、委託事業者は現金書留封筒受払簿の現金等の種別欄については当然に現金であるものと認識していたため同欄にチェックをしない場合があり、検査を行う料金課においても、同様の認識で取り扱っておりました。

今後は検査の回数を増やし、これまで以上に厳正に検査を行うとともに、現状の収納業務に見合った見直しとして現金書留等管理簿の記載事項や確認項目の再検討を行い、令和3年1月から様式を変更いたしました。

